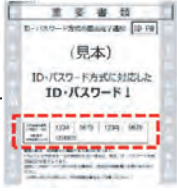




川崎南税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒210-8531 川崎市川崎区榎町3-18 Tel.044(222)7531(代表)

※お電話は自動音声でご案内します。相談内容に応じて番号を選択してください。

作成コーナー



パソコン・タブレットでもOK

www.keisan.nta.go.jp

税務署で『IDとパスワード』を取得して

いつでもどこでもスマホで申告

1 ねえ、イータ君、今年から税務署に行かなくてもスマホで確定申告ができるらしいね～
平成 31 年 1 月からできるんだよ！

2 事前に税務署の窓口で『IDとパスワード』を受け取ればスマホや自宅のパソコンで申告できるよ♪
うーん、『IDとパスワード』を発行してもらいたいけど、税務署遠いんだよ～

3 会社の近くの税務署でも『IDとパスワード』を発行してもらえるんだよ！
え！？そうなの！早速、昼休みに行ってみたいよ！

4 やったー！スマホから簡単に申告できた～！これからはもう税務署で並ばなくていいんだね～！
本当に便利になったよ♪

確定申告の時期

※ どの税務署でも発行可能！ 本人確認書類が必要です。

1 ID・パスワード方式の申請(まだ申請していない場合)
・お近くの税務署で『IDとパスワード』を即日発行
・運転免許証等の本人確認書類をご持参ください。

2 「確定申告書等作成コーナー」にアクセス
・パソコン、タブレット端末、スマホのいずれも利用可能！
・税務署に行く手間がかかりません！

3 e-Tax で電子申告(提出)
・e-Tax で申告すれば源泉徴収票などの添付書類は提出不要！
・送信したデータの控えはPDF形式で保存可能！

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

